

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	高压ガス保安法	法令の番号	昭和26年法律第204号					
不利益処分の種類	容器検査所で検査できる容器又は附属品の制限	根拠条項	第50条第4項					
処分基準	容器再検査又は附属品再検査の実施を適正にするため特に必要があるとき							
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課		目次NO	33～